

広報



愛衛協



発行

愛知県衛生事業協同組合

〒460-0008 名古屋市中区栄 4-3-26 昭和ビル TEL052-241-7692 FAX052-241-7693

第57回通常総会 開催

理事長挨拶



理事長 永田喜裕

初夏の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

日頃は、当組合の事業運営につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、国及び愛知県から相次いで緊急事態宣言が発出され、様々な施策が講じられて、すべての国民に責任ある行動が求められているところです。

つきましては、多数の組合員、関係者の方々のご参加を賜り、組合の活動に闊達なご意見の交換、懇親を深めていただく場として、通常総会及び懇親会を開催するのが本意ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止行動が最優先事項であることに鑑み、組合定款第37条の規定に従い議決権の書面による行使をお願いし、懇親会については中止させていただきました。

多くの組合員の方々にご理解をいただき、総会が成立し議案が承認されたことをご報告申し上げます。誠にありがとうございました。

さて、今回の新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言において廃棄物処理業は、地域の生活環境の保全や公衆衛生の向上のため不可欠な重要な業務として継続実施が求められているところです。

組合員の皆様におかれては、コロナウイルス感染のリスクを負いながら様々な工夫の下に、各市町村で廃棄物処理業を継続されています。心から敬意を表します。

マスコミ報道などで、新型コロナウイルス感染の状況を日本と諸外国を比較すると、日本は公衆衛生の先進国としてのレベルの高さを感じます。これまで我々の諸先輩方が築き上げてきた一般廃棄物の処理を通じた地域の公衆衛生への貢献が大きいと感ぜざるを得ません。

また、ポストコロナは、社会構造がこれまで通りではなく「新しい生活様式」として提案されているとおりに変わっていきます。

すでに、廃棄物処理では、新型コロナウイルス感染症や大規模災害によって、廃棄物処理が滞る緊急事態に備えるため、廃棄物処理法の省令が改正され、緊急時に環境大臣又は市町村長が、期間を定めて廃棄物処理業の許可の有無にかかわらず、機材・能力があるものを指定することが可能となりました。

改正に当たっての施行通知によると、指定を受ける者としては他の市町村における一般廃棄物処理に係る許可又は委託を受けている者が想定されています。

それ以外の社会構造、諸制度も、従前に戻るのではなく「新しい生活様式」等に沿って変わっていくものと考えられます。

私たちは、いかに社会構造等が変化しても、長きにわたり先輩方が築いてきた功績を基盤として、さらに公衆衛生の発展につなげなければなりません。

大きな変化が起こり得る今こそ、相互扶助の精神の下、一致団結して、引き続き社会的使命を全うしていかねばならないと考えております。

起こり得る社会構造の変化に適切に対応していくためにも、皆様方の、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、皆様方のますますの御発展と御健勝を心から祈念申し上げまして、令和2年度を迎えての私の挨拶とさせていただきます。



開催等の状況

新型コロナウイルスの感染防止を図るため、できるだけ少人数での開催を目指し、あらかじめ議案書を送付の上で、当組合定款第 37 条の規定に基づき書面による議決権の行使の協力を呼びかけ開催しました。

その結果、合計 86 名の書面議決書の提出を得て、総会が成立しました。
また、すべての議案について、承認を得ました。

1. 開催日時

令和 2 年 5 月 21 日（木）午後 2 時 開催

2. 開催場所

名古屋市中区栄 4 丁目 3-26 昭和ビル 9 階会議室

3. 参加者

(1) 本人出席

永田理事長、山下副理事長、田島副理事長、相木副理事長

(2) 書面議決書提出

86 名

4. 承認された議案

[第 1 号議案]

令和元年度事業報告・決算報告、令和元年度監査報告

[第 2 号議案]

令和 2 年度事業計画(案)・収支予算(案)

[第 3 号議案]

令和 2 年度経費の賦課徴収方法 (案)

[第4号議案]

令和2年度借入金残高の最高限度額(案)

[第5号議案]

令和2年度役員報酬額(案)

[第6号議案]

令和2年度運動方針(案)

内容の詳細は、議案書のとおりです。

5. 令和2年度 愛衛協事業計画(再掲)

第2号議案でお示した令和2年度の事業は、次のとおりです。円滑な事業実施にご協力をお願いします。

なお、下線部が新規事業です。

1. 斡旋販売事業

- (1) 事業に必要とする各種車両の斡旋。
- (2) 同 器具・機材及び教材等の斡旋販売。
- (3) 浄化槽清掃済シール及び浄化槽保守点検契約済シールの斡旋。
- (4) その他、組合員の行う事業に必要とする物品等の斡旋販売。

2. 教育情報事業

- (1) 県内支部と連携し、業務推進に関する各種講習会を開催する。
テーマ：「同一労働同一賃金」について
- (2) 関係団体と連携し、各種資格取得に関する講習会等を開催する。
 - ア 浄化槽管理士研修
県等が主催する浄化槽管理士研修に参加する。
 - イ 浄化槽清掃実務者講習
(公財)日本浄化槽整備教育センター主催の講習会を開催する。
 - ウ 一般廃棄物(ごみ・し尿)実務管理者講習
(一財)日本環境衛生センター主催の講習会に、市町村担当者の参加を呼び掛ける。
 - エ (一財)日本科学技術センター主催の国家試験対策講習会
 - ①下水道3種技術検定試験
 - ②下水道管理技術認定試験(管路)
 - ③第2種電気工事士受験対策
 - ④浄化槽管理士受験対策
- (3) 経営後継者の仲間づくりを目的とした青年部会員相互の交流・親睦を図る。
- (4) 「広報愛衛協」「組合ニュース」を随時発行するとともに、ホームページに各種情報を掲載する。
- (5) ホームページに県認定優良浄化槽保守点検業者に係る情報を掲載する。
- (6) その他上記に附帯する事業を行う。

3. 広告収入事業
「広報愛衛協」「ホームページ」に賛助会員等の広告を随時掲載する。
4. 福利厚生事業
 - (1) 叙勲・褒章・環境大臣表彰・愛知県知事表彰・愛知県中小企業団体中央会会長表彰・(一社)日本環境保全協会表彰行事等表彰行事に候補者を推薦する。
 - (2) 組合員及びその家族等の慶弔時に「慶弔金支給規定」を適用する。
 - (3) 1月に名刺交換会、5月通常総会終了後に懇親会を開催する。
 - (4) その他附帯事業を行う。
5. 団体調整事業
 - (1) 大規模災害時に D. Waste-Net(事務局 環境省)及び愛知県知事との災害協定等に基づき災害復旧支援活動を行う。
 - (2) 県主催の一般廃棄物市町村担当課長会議及び浄化槽維持管理向上連絡会議など各種会議に出席し、合特法・浄化槽法関係の要望活動等を行う。
 - (3) (一社)愛知県浄化槽協会と浄化槽維持管理に関し協議を行う。
 - (4) 愛知県合併処理浄化槽普及促進協議会主催の「浄化槽フォーラム」に参加する。
 - (5) (一社)日本環境保全協会、愛知県中小企業団体中央会及び(公社)名古屋中法人会主催の各種行事に参加する。
 - (6) 政党へ各種要望活動を行う。
 - (7) その他上記に附帯する事業を行う。
6. 理事会・委員会・総会ほか
 - (1) 理事会を開催し、組合事業を機関決定し事業を推進する。
 - (2) 通常総会は毎事業年度終了後、2ヶ月以内に行う。また、必要に応じ臨時総会を開催する。
 - (3) 支部会議等を実情に応じ開催する。
 - (4) し尿・浄化槽事業委員会、ごみ処理事業委員会、合特法適用推進委員会及び総務委員会を適宜開催する。
 - (5) その他必要な会議を開催する。
7. その他
上記事業に附帯する事業を行う。

祝 辞

愛知県知事 大 村 秀 章

本日は、愛知県衛生事業協同組合第 57 回通常総会が、厳粛に開催されましたことを、心からお祝い申し上げます。永田理事長はじめ、愛知県衛生事業協同組合の皆様方には、日頃から愛知県の環境行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言下においても、組合員の皆様方が日々の廃棄物処理を継続してくださることで県民が衛生的な生活を維持することができており、心から敬意を表します。

さて、日本一の産業県である愛知県では、環境施策においてもトップランナーであるために、「環境首都あいち」を目指し、循環型社会形成の推進、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など様々な課題に向き合い持続可能な社会づくりを進めております。

特に、廃棄物行政に関しては、愛知県のポテンシャルを生かした新たな資源循環モデルの展開や循環ビジネスの振興など、地域に根差した施策とともに、近年国際的な課題となっております「海洋プラスチックごみ」の問題や、中国を始め外国政府の輸入規制により県内でも処理の滞留が懸念される「使用済みプラスチック」の問題に対応するため、プラスチックの資源循環・適正処理体制の構築に向けた取組を進めてまいります。

また、この地域でも南海トラフ巨大地震の発生が危惧されており、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理体制の確立も急務となっております。

こうした中、組合の皆様とは、「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書」を締結させていただいており、また、県が実施する災害廃棄物処理図上演習においては、貴重なご意見をいただくなど、皆様方のお力添えを大変心強く感じているところでございます。

皆様方には、日頃から廃棄物の適正処理など、廃棄物行政の推進に多大なる御支援をいただいているところでございますが、引き続きの御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、愛知県衛生事業協同組合の益々の御発展と皆様方の一層の御活躍を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

祝 辞

名古屋市長 河村 たかし

本日は、「愛知県衛生事業協同組合第57回通常総会」の開催、誠におめでとうございます。

愛知県衛生事業協同組合の皆様方におかれましては、日頃から衛生事業を通じて、本市の公衆衛生の向上にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスが世界中で猛威をふるい、このナゴヤもその災禍を免れられないのが現状です。このような状況の中、浄化槽の清掃業務及び廃棄物の収集運搬業務に携わる皆様方には、市民生活・市民経済の安定確保に不可欠な業務として事業を継続いただいておりますことに感謝を申し上げます。また、外出自粛などの市民の皆様の忍耐と努力のおかげもあり、直近における陽性患者の発生数が大幅に減少してきております。

これから先のアフターコロナの時代においては、新型コロナウイルスとの共存が求められ、いつ感染拡大が再燃してもおかしくない状況下で社会生活を営んでいく必要がございます。本市といたしましても、引き続きその時々状況を分かり易い方法でお知らせするよう努めるとともに、行政の本分である市民の皆様への「いのち」と「くらし」を絶対に守り抜くという覚悟を持って支援に取り組んでまいります。

特に、「くらし」については、ナゴヤの経済を担う中小企業者等の皆様の一時的な支えとなるよう協力金を拡充し、感染のリスクを負いながら市民の生活を支えるために頑張っている事業者への事業継続応援金を新設いたしました。さらに、事業の火を絶やさない、命をつなぐとの使命のもと、本市独自の資金繰り支援制度であります「ナゴヤ信長徳政プロジェクト」を立ち上げております。「日本1 商売・雇用にあったかいマチ ナゴヤ」を掲げ、全力で「くらし」を守っていく、そしてその輝かしい第一歩をナゴヤが率先して踏み出し、ひいては日本全体の経済復活を牽引していけるよう、オールナゴヤで死力をつくしてまいります。

終わりにあたりまして本総会の開催につき、新型コロナウイルス感染予防の対策を進めながら、格別のご尽力をされました役員の皆様方に対し、深く敬意を表しますとともに、愛知県衛生事業協同組合の益々のご発展と、組合員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

令和2年5月21日

組合ニュース

講習会のご案内

【一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習】

昨年に引き続き、一般社団法人日本環境衛生センター主催「一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習」を当組合向けに行います。今回はし尿に関する内容もプラスされることとなりました。ぜひ、受講いただきますよう、お願い申し上げます。市町村のご担当者様へもご案内しております。

受講対象： 市町村長から許可もしくは委託を受けて一般廃棄物（ごみ・し尿）の処理を行う者及びそこに従事する者

日 程： 令和2年7月16日（木）・17日（金）
新型コロナウイルス感染を防ぐため、離隔距離を確保して開催する。その結果の受講定員減少に備えて、開催を1日増加させて開催する。申込に当たっては、いずれか都合の良い日に申込をお願い致します。ただし、申込状況により変更していただく場合があります。

会 場： ウィンクあいち

9:30	受付
9:55	開講
10:00～10:30	I. 一般廃棄物処理従事者の心構え
10:30～12:00	II. 廃棄物処理法の解説
12:00～13:00	昼食休憩
13:00～14:30	II. 廃棄物処理法の解説
14:40～15:40	III. 収集運搬業務管理
15:40～16:40	IV. 労働安全衛生管理
16:40	閉講

※講習を修了された方には、修了証が交付されます。

受講料： ¥24,200-（テキスト代、消費税込）
※受講料は前納となります。

申込先： 愛知県衛生事業協同組合 事務局
別途、申込書等お送りしております。

日本環境整備教育センター 主催
【浄化槽清掃実務者講習会】

- ・主 旨：浄化槽の清掃業務を実地に従事する者が、適正な清掃作業に関する基礎知識及び技術等を習得することを目的として、実施するものです。
- ・受講対象：浄化槽の清掃業務を実地に従事している者
- ・日 程：令和2年9月15日（火）・16日（水）（2日間）
- ・会 場：昭和ビル9F 大会議室
- ・講習内容

教科目	時間	教科目	時間
(1)浄化槽法のしくみ	1時間30分	(3)浄化槽の種類	3時間
(2)浄化槽のしくみ	1時間	(4)清掃	5時間

- ・受講料：¥21,600－（予定）

※ 別途、申込書等お送り致します。

愛知県での開催でございます。

是非、日程調整いただき、皆様のお申込みをお待ちしております。



組合員変更

株式会社 尾東

4月より変更

【新代表取締役】 中島 賢一様

前代表取締役の中島 敏仁様は相談役にご就任されました。

熱中症を防ごう!

愛知労働局



STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

2020年5月1日~9月30日 (4月:準備期間/7月:重点取組期間)

毎年、梅雨明けの時期になると日差しが急に強くなり、急激な環境温度の変化に身体が対応しきれずに、全国的に熱中症が発生しています。愛知県内では就業中の熱中症により、過去10年間で391人、令和元年には2人が死亡しています。熱中症を防ぐためには、関係者が熱中症に対する十分な認識を持つことが重要です。

■ 愛知県内における熱中症発生状況【休業4日以上の労働災害】

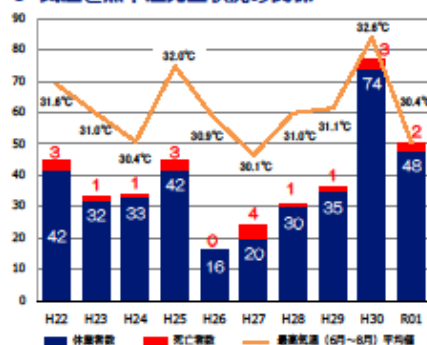
● 年別・熱中症発生件数

発生年	休業	死亡	合計
平成22年	42	3	45
平成23年	32	1	33
平成24年	33	1	34
平成25年	42	3	45
平成26年	16	0	16
平成27年	20	4	24
平成28年	30	1	31
平成29年	35	1	36
平成30年	74	3	77
令和元年	48	2	50
合計	372	19	391

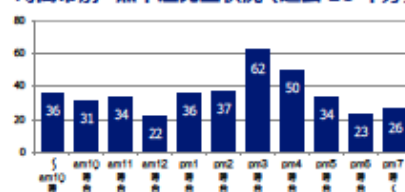
● 愛知では毎年、数十名の方が休業4日以上となる熱中症を発症しています。また、ほとんどの年で数名の方が死亡しています。

● 熱中症の発生時刻は、気温が最も上昇する午後2時頃を過ぎた後、午後3時から4時の間が最も多くなっています。しかし全ての時間帯で発生しており、発生場所も屋外に限らず、屋内の割合もかなり高くなっています。

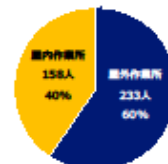
● 気温と熱中症発生状況の関係



● 時間帯別・熱中症発生状況 (過去10年分)



● 発生場所別・熱中症発生状況 (過去10年分)





熱中症を防ごう!

事業者が取り組むべき事項

1 WBGT値の把握と評価



- 作業現場に WBGT 値（暑さ指数）測定器[※]を備え、現場の状況を把握しましょう。（[※]JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合したものを使用しましょう。）また WBGT 値と 4 ページの基準値を基に評価、管理を行いましょう。
- WBGT 値は作業場所によって大きく変動することがありますので、場所ごとに把握しましょう。
- 例年 5～10 月まで「環境省熱中症予防サイト」で、WBGT 値の予報値・実況値の情報提供を行っています。屋外作業で測定器が用意できない場合には参考にしましょう。



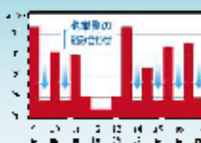
（環境省熱中症予防サイト）

2 WBGT値の低減等



- 簡易な屋根、通風・冷房設備、ミストシャワー等の散水設備などを設置し、WBGT 値を低減するよう検討しましょう。
- ミストシャワー等、散水設備は、温度が上昇することや滑りやすくなることに留意しましょう。
- 既に設置している冷房設備等の機能を点検しましょう。

3 作業時間の短縮・休憩等



- WBGT 基準値を大幅に超える場合には、原則、作業を行わないようにしましょう。
- 管理者が指示し、下記の時間を目安に、定期的に休憩を取らせましょう。

休憩時間の目安	WBGT 基準値からの超過			
	1℃程度超過	2℃程度超過	3℃程度超過	それ以上
1時間あたりの休憩時間	15分以上	30分以上	45分以上	作業中止が望ましい

* 熱順化した作業者については表を目安に休憩を取れるようにし、熱順化していない作業者は、より長い時間の休憩を取れるよう配慮しましょう。

（「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱より）

4 休憩場所の整備等



- 作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所、又は日陰等の涼しい休憩場所を確保しましょう。
- 休憩場所は、横たわることができる広さにしましょう。
- 休憩場所には、次のものを備えましょう。

身体を冷すことのできる物品・設備	氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等
水分・塩分補給のための物品・設備	飲料水、スポーツドリンク、経口補水液等

5 熱への順化



- 作業者の熱への順化（熱に慣れ、環境に適応していること）は、熱中症発生に大きく影響します。計画的に熱への順化期間を設けましょう。
- 順化のため、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くしましょう。夏季休暇等で熱へのばく露が中断すると、4日後には順化の顕著な喪失が始まることに留意しましょう。

**6 水分及び塩分
摂取のための整備**



- 休憩場所等に、水分・塩分補給のための物品・設備を備え付けましょう。
- 作業開始前から終了後まで、定期的に水分と塩分を補給できるよう配慮しましょう。
- 点検表や巡視により、作業者が確実に摂取しているか確認し、管理しましょう。

7 服装等



- 透湿性・通気性の良い服装を準備しましょう。
- 送風機能のある作業服等の着用も検討しましょう。
- 直射日光下での作業は、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備しましょう。

**8 健康診断結果
に基づく対応等**



- 次のような疾病は、熱中症の発症に影響する恐れがあるので、医師等の意見を踏まえて配慮を行いましょう。

- ① 糖尿病、 ② 高血圧症、 ③ 心疾患、 ④ 腎不全、
⑤ 精神・神経関係の疾患、 ⑥ 広範囲の皮膚疾患、
⑦ 感冒等、 ⑧ 下痢等

9 労働衛生教育



- 熱中症対策のためには、管理者と労働者が、それぞれ知識を持つことが重要です。雇入れ時、新規入場時等の機会をとらえて教育をしましょう。

作業を管理する者向け		労働者向け（雇入れ時・新規入場時）	
項目	時間	項目	時間
熱中症の症状	30分	熱中症の概要 - 職場における熱中症の特徴 - 体温の調節 - 体液の調節 - 熱中症が発生する仕組みと症状	30分
熱中症の予防方法	150分	WBGT値（意味、基準値に基づく評価） - 作業環境管理 - WBGT値の低減、休憩場所の整備等 - 作業管理 （作業時間の短縮、熱への順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等） - 健康管理 （健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体状況の確認等） - 労働衛生教育 （労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法） - 熱中症予防対策事例	150分
緊急時の救急処置	15分	緊急事態の対応及び周知 - 緊急時の救急措置	15分
熱中症の事例	15分	熱中症の災害事例	15分

（「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱より）

10 作業場の管理



- 熱中症予防管理者は、次の業務を行いましょう。
- WBGT 値（暑さ指数）の低減対策の実施状況を確認する。
- 各労働者の熱への順化の状況を確認する。
- 作業開始前に労働者の体調を確認する。
- WBGT 値（暑さ指数）の測定結果を確認し、結果に応じて作業中止、中断の判断をする。
- 職場巡視を行い、労働者の水分等の摂取状況や健康状態を確認する。
- 労働者に異常があった場合に、病院への搬送や救急隊要請を行う。